

[ダイジェスト]

4 となり組福祉員設置事業について

◆事業のポイント

- ・選出方法・委嘱

自治会は小グループ（町内班に1名）を基準として近隣住民によりとなり組福祉員を選出し、地区社会福祉協議会会长に報告します。

地区社会福祉協議会会长の推薦に基づき、鳥取市社会福祉協議会会长がとなり組福祉員を委嘱します。

活動中の事故に備えて鳥取市社会奉仕活動等補償制度に加入します。
(「1 鳥取市社会奉仕活動等補償制度の登録について」参照)

◆活動費（助成金）交付について

- 1 地区社会福祉協議会に活動助成金を交付します。

活動費 500円/1人あたり

下記の書類提出をお願いします。[提出期限：5月19日（金）]

助成金申請書（様式1）、名簿（様式2）、請求書（様式3）

- 2 年度終了後、活動状況報告書（様式4）の提出をお願いします。

◆任期について

令和4年4月1日～令和6年3月31日

なお再任、交代を妨げるものではありません。

※任期中交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間となります。